

しょうがい りゆう さべつ じれい しょうがい かた はいりよじれい 「障害を理由とする差別の事例」、「障害のある方への配慮事例」 ほしゅう を募集します。

ならけんしょうがい ひと ひと く しゃかい じょうれい へいせい ねん がつ にち
「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が平成28年4月1日から
せこう いちぶ へいせい ねん がつ にち
施行(一部は平成27年10月1日)されます。

そこで奈良県では、「障害を理由とする差別」と「障害のある方への配慮」を多くの方々に知って
いただき、みんなで考えていくために、事例を募集することといたしました。

よ 寄せられた事例は、障害を理由とする差別を解消するための具体的な取組を検討する資料にさ
せていただきたいと考えております。これまでに経験されたことや、見かけられた事例をお寄せくだ
さい。

1 ぼしゅうないよう 募集内容

しょうがい りゆう さべつ じれい
(1)障害を理由とする差別の事例

しょうがい かた はいりよじれい
(2)障害のある方への配慮事例

りゆういじこう 〈留意事項〉

- じれい ぐたいてき か こじん とくてい じょうほう
①事例については、できるだけ具体的にお書きください。ただし、個人が特定される情報
じゅうしょ しめい か
(住所、氏名など)は書かないでください。
- しょうがい りゆう さべつ しょうがい ひと はいりよ はんい とく さだ
②「障害を理由とする差別」や「障害のある人への配慮」の範囲は特に定めていません。
ご自身で思われたことをお書きください。
- よ じれい いけんなど かいとう おこな りょうしょう
③お寄せいただいた事例、ご意見等への回答は行いません。ご了承ください。
- ことば いみ ないよう わ じぶん か ひと
④言葉の意味や内容が分からないときや、自分で書くことができないときは、まわりの人に
そうだん
相談してみてください。

たいしょうしゃ ならけん す かた ならけんない つうきん つうがく つうしょ かた
2 対象者:奈良県にお住まいの方、または奈良県内に通勤・通学・通所されている方

ぼしゅうきかん へいせい ねん がつ にち すい へいせい ねん がつ にち げつ
3 募集期間:平成27年7月1日(水)から平成27年8月31日(月)まで

ていしゅつほうほう おうぼうし きにゅう うえ い か ほうほう ていしゅつ
4 提出方法:応募用紙にご記入の上、以下の方法で提出してください。

- ゆう そう おうぼうし い か じゅうしょ おく
①郵 送:応募用紙を以下の住所にお送りください。
- おうぼうし い か そうしん
②メール:応募用紙を以下のメールアドレスに送信してください
- おうぼうし い か ばんごう そうしん
③F A X:応募用紙を以下の番号に送信してください。
- こと かいとう い か ちよくせつかいとう
④『e古都なら』から回答:以下のアドレスから直接回答ください。

http://s-kantan.com/pref-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7166

- た ゆうそう かいとう むず ばあい えんりよな と あ
⑤その他:郵送、メール、FAX での回答が難しい場合は、遠慮無くお問い合わせください。

おうぼうし しょうがいふくしか
※応募用紙は、障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nara.jp/40100.htm>

ていしゅつさきおよ と あ さき 5 提出先及び問い合わせ先

ならけんけんこうふくし ぶしょうがいふくしかじりつしえんがかり よしだ くまもと とで
奈良県健康福祉部障害福祉課自立支援係 吉田、熊本、戸出

じゅうしょ ならしのぼりおおじちよう ばんち
住 所:〒630-8501 奈良市登大路町30番地

でんわばんごう ちよくつう
電話番号:0742-27-8513(直通) / FAX:0742-22-1814

メールアドレス: syogai@office.pref.nara.lg.jp